

小學修身訓蒙

安原時太郎 閱
平井義直 編輯

三

175
6
214

東
新
一

館藏書會育教本日大			
一	四	一	八
五	五	三	函
冊	號	架	

K110.1
180
3

五

安原時太郎 閱

平井義直 編輯

小學修身訓蒙

初等四級

前期續キ日常父母ニ事ヘ兄弟ニ睦シタスルノ
則テ教フ

小學修身訓蒙卷三

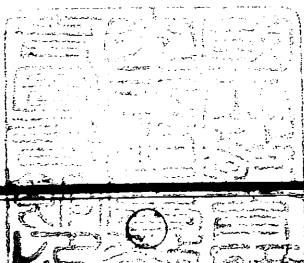
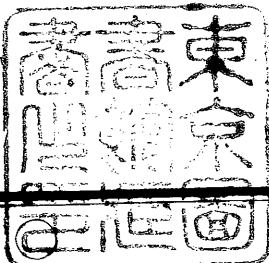
安原時太郎 閱
平井義直 編輯

第一章

其原篤信曰ク。孝ハ百行の本あり。故ニ
人トシテ孝ムラザレド其本先ヅ絶セ

他ニ善行良才アリト雖モ觀望ニ足ラ

父母ニ對シテモ色を和ゲ。氣を下シ。温



小學修身訓蒙 卷三 二頁 樓藏

和を主として事ふべし 家道訓

○曾子曰く。父母之を愛まば喜んで忘
まらば。父母之を惡む懼る怨むあらず
し。父母過ち有まば諫を逆まらば

○父母子を愛するは心。未嘗て少くも置
かば。人如子親を愛するの心も。亦當ら
ず。跬歩も忘れざるべし 學的

○遊ぶと必方ありとて。既告て東にゆ
くと云ふを。即敢て更に西に適らざる

○如く同

○親の必己が在る所を知て憂ふ。己を
召せど。則必到つて失あらん。或は
欲を同上

○朱子曰く。父母長上教誡するを何らば。
首を垂まを之を聴く。妄自ら議
論をべからば

○古の君子其親を顯を所以に者と思ふ。
惟身を立て名を揚る。古との恃む不足

孝りとん 學的

○程子曰之。病_レ牀_ニ卧_シ。之_レ或庸醫_ニ委ぬ_ル也。不慈不孝_ニ比_ス。親_ニ事_スる者_ト。亦醫_ヲ知_ラざる可_クあら_ズ。

○身体髮膚_之を父母_ニ受_ク。敢_テ毀_ヒ傷_ラざる_ヲ孝_ノ始_{アリ}。身_ヲ立_テ道_ヲ行_ハぶ_ニ名_成後世_ニ揚_ゲ。以_テ父母_ヲ顯_カす_ニ孝_ニ終_{アリ}。孝經

○凡人の子_多る_ニ乃_リ礼_ニ。冬_ニ温_カし_テ夏_ニ涼_ク。

涼_ク。夕_ニ定_メて晨_ニ省_ミぶ_ニ礼_記

○孝子の老_ヲを養_フや。其心_ヲを樂_マす_ニめ。其志_ニ違_ハず_ニ。其耳目_ヲを樂_シめ_ル。其寢處_ニ安_ンじ。其飲食_ヲを以_テ之_ヲを忠_ニ養_フ。子_曾

○孝行の條目數多_クあり_ト雖_モ。畢竟_ニ二箇條_ニ小約_マれ_ル。第一_ニ小_レ父母_ノ心_ヲ安_穩あり_ヤう_ニ小_レあり_{。第二_ニ小_レ父母_ノ身_ヲを_レ敬_ヒ養_フあり_{。菊問答}}

○父母過_チあり_ト也。子_ハ其意_ニ小_レ逆_スぶ_ニ可_ク

らば。宜し之尊敬

乃意を失ふと云

ふ。徐^カ以之を諫む

翁^ウ 屋爾^ウ爺^ヤ

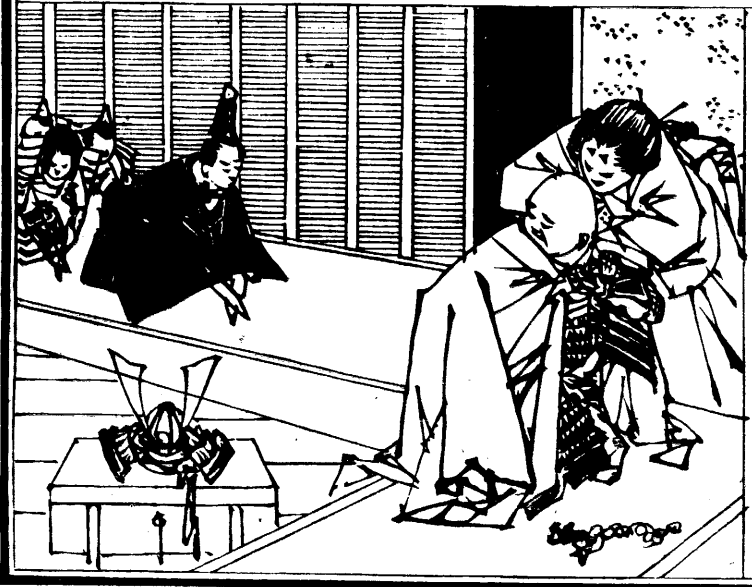
○父母を其子の顯

榮を以て己が幸

と爲るのあり。

故小子たる者其

恩を忘るる悪業



屋爾爺

哉行ひ。父母を以て憂えむる者云ふ

可也 勸善訓蒙

○爾小子宜之父の訓を聴くべし。母乃儀

を棄つる者勿也。此を以て飾と為せ

が首に花冠を戴くが如く。項小金索哉

垂るるが如し 瑣羅門ノ箴言

○父母過あまむ。子慎んで之を隠諱せむ

者。必其醜を外不露せむと勿れ 勸善訓蒙

○父母卑賤にして。我幸に高貴とある者

とを得ると也。父母の恩を忘るゝと云ふ
事。之を尊敬せむべし。若し顯榮此身と為
す。父母乃恩を忘るゝ時を。其罪愈大か
りといふ 同上

○人を其父母を愛戴せむべき事あらざれば。
又其祖父母を也愛敬せむべし。祖父母高
年ありて衰病小懼る時を。懇切小之を
看護せむと。其父母小於る可如くを
し 同上

○凡し子たる者も。常に其父母を愛慕せむ
の情を失ふざる様以て。己れ務と為せ
づし。若し其情を失ひ。或も他の愛情に牽
引せ。父母を愛慕せむの情等閑小為
す時を。其天より稟けし貴重ありし性情
此一を失ひ。恐るべき惡報を受ふべし
勸善訓蒙 後篇

○父母を尊敬せむ子も。其父母小對せむ
常に温和ありて。陪侍するに能く其心を

竭し。以て其情を傷まざるに留意す。又父母の欲する所を力めて之を遂げし先人に語るときは父母此事を以てする時を必尊みて之を言ひ己の面前に於て他人に既に父母を謗譏するは敢て聴さざらむべし。同上

○父母に其子を統制する務あり。而も如く。子も亦其父母に順聴すべき務あり。而して其順聴を必其本心を發志。敢て

稽緩あるべからず。若し其順聴の不快の念を出て。或は脅迫譴責に逢ひ。己むを得ずして之を為らざる如きも。真に勸善の教を稱ふる順聴と謂ふ可からず。同上

第二章

○藤原吉野を致仕參議正三位兵部卿綱繼の男あり。少く遊學し手に卷を釋ず。仕えを中納言に至る。二親堂不在す。

定省虧之あし。一日家小鮮肉有り。父綱繼人を以て分取らしむ。會吉野未だ朝より歸らば。庖人斬りて分たば。他日吉野之を聞き泣く庖人を譴ふ。終身復肉食せざらん。

○橘氏妙沖也。逸勢の幼女あり。承和九年逸勢を伴健岑に謀逆の事小連坐し。掠拷服せざ。死を減じ伊豆國へ配流せらる。妙沖離愁に堪へば。其京を出づる日

悲泣徒歩く之小従ふ。監送の者叱をれども聽かず。晝を止り夜を行く。遂に父と相離まざる。父得たり。逸勢遠江國板築驛に到りて。逆旅小死に。妙沖攀跼哀を盡し。既小葬り。墓に廬して日夜去らば。髪を削つて屋と為り。自ら妙沖と名く。行人皆之を為し涕を流す。嘉祥三年五月詔有り。本土に歸葬せしむ。妙沖大に喜び。柩を負ふて京小還す。一

時稱して孝女とん

○中江藤樹ハ

姓藤諱原
字惟命

江州高嶋郡小川

の人あり。少々書を読んで發明を了所
何多。母あり之小事へと孝あり。大洲加
藤侯に仕え。母を迎ふて就養せんと欲
す。母曰く吾聞く婦人々疆を越へず。願
むく先之を守らん。惟命逆らず即職を
還志田里に歸ると請ふ。侯許さず。惟
命勃然として曰く。我不孝と雖も豈一

日禄の為小縻づれ。定省は曠ふせんや
と。一書を爲す。其母と索居をべからざ
る意を述べ。之を留めて潛るに遯せ歸
す。母を悦ぶ。あつを獲たり。時に年二
十八あり

○中根東哩の父善く飲む。毎小出で酔へ
ば則家に歸ると晚し。東里常に燭を挑
ぶ。之を迎ふ。嘗て之を途に遯ふ。父酔
ふ。あつ甚く。東里を他人を辨ぜん。大

小之を罵る。遂に樹下に倒れりて睡る。之を扶くれども起きざ。東里走り歸り、慟を樹に曳取来り父の睡る處に到る。慟を樹に張り、之を護りて夜を徹し其睡覺を待ち、之を扶けて家小還る。郷人皆其孝を稱に

○志内文五郎。阿波國板野郡中村の民あり。父足痛を煩ひ終小蹇とある。其間年久しけむ。醫藥等の費多し。所持の

田畠を皆賣却し。惟父の病を救はんとのみ希り。或は近隣より招く者あり。父を負ひ行き、觀を盡させ。或は劇場神祭等も負ひ行き。知己の人小托し。己の歸りて農業を勵む。時を計りて之を迎へ。夜を父の眠るまが雜話して其心を慰め。暇ありば未明より深更に至るまが籠を編みて餘業とし。租税徭錢の期を失ふことなく。且弟妹小慈愛

深々。邑人少々誠
實に交誼。誠盡を
を以て。一郷を以
其状を稱譽に
○下平邦造と。信濃
國伊奈郡飯嶋町
の民あり。父彦右
衛門乃重病。小罹
するを。三年の間



恰を一日の如く急らば看侍し。耕作は
餘暇讀書。小勉強して博覧の聞え有り。
窮民に稀ありと。近隣是を欽慕し。事
縣廳。小聞へ賞金を賜ふ

○宋徐積。父卒。時方小三歳。晨昏匍匐
を乞ふ。其父を求む。稍長じ。孝經を讀む。輒
流涕止まらざる。能く。既に冠し。安定
胡先生。小從ひて學ぶ。受く。母。小事へて
謹嚴。大故。有り。非ざる。嘗て側を去

らば。舉不應。都不入。時母を載て俱不行。第に登。比ひ年已に壯。不過ぎて娶らば。或之を問ふ。曰く。娶其人に非ざれば。必母の患をなさん。母亡して墓。小廬を築。三年。雪夜墓側。小伏し哭聲絶えん。元豊八年詔して帛米を賜ふ。

○宋寇準。少時小節。小拘。飛鷹走犬を愛む。太夫人性嚴あり。毎に怒。小勝へ

だ。稱錘を擧げ。之を投ぐ。足に中。血を流す。是より節を折。學不従ふ。貴に及ん。母已小亡。毎小其痕を捫して哭む。

○南史張敷。生れて母亡。數歳感慕の色あり。十歳母の遺物を求め。惟一扇を得。多至。緘して之を藏め。感恩至る。毎小筒を開て。涕を流す。

○英人アンドレ。善良ある兒ありし。

が。其父を喪ひ獨り母と居り。毎に思ふ
不今や母の助え我のみありと。是をり
勉め其業を營む。賃金を得むを皆之
母に供し。他人を遊ぶともアンドレ
に母の傍に坐し。種々此談話をあし
て其心を慰め。時ど時は母を伴ひ。村
中を散歩す。人々之を見て其孝に感じ。
敬愛せざる者あり

第三章

○兄弟を同胞乃親しみ父母に次ぎたる
天倫あり。三親の内。父子夫婦より交
互久しむる兄弟あり。其親に久しむるを
樂むる。兄弟は愛深し。弟は兄に敬
篤くまづ。兄は弟に惡しとて似せし愛
を薄くすべからん。弟は兄に惡しとて似
せし不敬あるを知らん。各我道を盡に
す。兄は父に次ぎて尊ぶ。弟は父
母の子あれど。我子と同じく愛せし

訓 初學
勸懲雜話

○兄弟ハ同根より出たる數幹の如く。數幹より出たる數枝の如く。又氣乃連り。あつと宛も十指は如くおれど。相和し相愛せずんば何多べあらん。勸懲雜話
○夫人民有る後夫婦有り。夫婦有る後父子有り。父子有る後兄弟あり。一家は親此三つ乃ら。是より以往九族不至るまで。皆三親の本也。故小人倫は於て重

しとん 顔氏家訓

○兄弟ハ形を分ち氣を連ぬる人あり。其幼あるに方つとは。父母左提右挈し。前襟後裾を。食はる時を案を同ふ。衣はる時を服を傳へ。學ぶ時を業を連らね。遊ぶ時を方域共にを。悖亂の人有り。雖も相愛せざるも能む。同上
○兄々年長し。弟ハ優むるに因り。能弟を教訓して之を保護まぶ。苟も惡

小
三
二
百
二
十
三
二
百
二
十
三

道不誘引する事勿れ若弟の惡を為さ
んとする時は。兄を善行の規模戒示し。
力めて之を制せしめ勸善訓蒙

○若兄弟之間不爭論の起る時。速以之
を裁斷する者立て。其争を和せし。
若之を為さざれば。死して猶恨を懷と
不至る乃恐む所なり同上

○兄弟ハ一家族を為し。互に親睦すべし
者あれど。我兄弟不善ある時。人亦

我を其責不任じ。我兄弟不徳あるを。人
亦我を稱譽せべし。故に兄弟の惡を露
せざるは。是亦我の益あり同上

○人友悌あるを欲せず。一身の欲を抑制
して。常に兄弟姉妹を惠愛し。其益を思
ふおと猶己乃益を欲するに等し之に
等し同上

○兄弟と姉妹との間に。自より其務あり。
兄弟を其姉妹を保護し。又姉を往々母

不代りて其弟を照管する事有り 同上
○兄弟姉妹互に相愛するの情は。畢生間
継孝を乞ふべき者多れば。互に其父母に家
を去り。其居を異にする乃後に至る。其
愛情を亡ふ可からん。故に兄弟姉妹は。
相與し其父母の膝下に在るの日を。其
互に相愛を多し始とし。年長ばるに従
ひ。其愛情愈厚る不可く。或は父母に家
産を分ち。或は生業を營むる爲め。互に

釁を開くの源を避けざるべからん 勸善

訓蒙
後篇

○兄弟姉妹。互に父母の家を去る乃後。猶
幸にして同一に地に住むる時を。互に
相資益して幸福を致すの方法甚だ多
く。殊に其禍を互に之を救ひて。其福を
互に之を増し。従兄弟姉妹たる者も。
亦互に其幸福を致さしめ。且親族の中。
其年少れ者も之を訓誡を加えて。其行

哉善良あらしむ事。然る時々竟小必
國家の安寧幸福を益す事。同上

第四章

○昔毛利元就死し臨む時諸子を會し。箭
數本を取り之を示して曰く。均しく箭
ちれども。合して之を折せむ。有力の人
と雖も折る事能はず。若之を分て一
本毎に之を折れど。容易く折る事。能
得べし。兄弟を箭に如くみて。心を同ふ

志力を戮せむ。人
より侮る事受く
る事とある事。べ
し。味ある言ふ
事

○若狭國大飯郡小
濠村の民。兄を宗
四郎と稱し。弟を
磯八と稱す。兄弟



和睦し稼穡を恪勤し。克父母小事ふ。弟
出で城不入る人の奴とある。宗四郎父
に謂ふ曰く。兒を贅子ありて弟を大人
此一塊肉あり。何んぞ弟をして家を克
せしめざる。父以て弟に告ぐ。磯八曰
く兄屏き弟立つを不祥ありと。兄之を
聞き曰く。予去らざれば事必諧ふと
あしと。乃亦出で人の奴とある。父死を
事ふ及んで。兄弟相譲りて家を継ぐ者

あり。邑宰以て城主小白に。城主感嗟し。
米を兄に賜ひ。家を承しめ。又其税を復
し。弟も月俸を賚ひ佩刀を許す

○江陵の王玄紹。弟孝英。子敏。兄弟三人特
小相愛友を。得る所は甘旨新異。共に聚
る。食ふも非ざれば必先づ嘗めば。西臺
陷るに及んで。紹の形体は魁梧あるを
以て。兵の為に圍まる。二弟争ふを共に
抱持し。各死に代らんことを求むれど

も終小解あつを得ば。遂に命を并を
○隋の牛弘。吏部尚書たり。弟弼嘗て酔ひ
弘に駕車の牛を射殺す。弘宅に還る。妻
迎へ謂て曰く。叔牛を射殺せり。弘恠と
問ふ所あふ。惟答て曰く。脯に作まると。坐
定まる。妻又曰く。叔牛を射殺は。大に是
異事あり。弘曰く。己不知り。書を讀ま
て輟まらば

○古羅馬帝「ラウキウス」は頃。兄弟三人
父の家産を平等に分ちし者あり。其後
國內亂れ。兄弟中の二人不幸あり。其産
業を失ひし時。其一人之を扶助し。且更
に己の産を分ちて。其二人と與へたり

小脩身訓蒙卷三終

小脩身訓蒙

卷之三

一

二百

明治十四年十月十九日出板版權御願
同十五年一月廿一日版權免許
同 年四月 刻成發兌

定價六錢五厘

京都府平民

編輯者 平井義直

上京區第六組金町四丁目六番地内番

京都府平民

出版人 杉本甚助

下京區第五組辨慶石町六十番地

175
6
214

館書書會育教本日大			
四	五	三	一
册	號	架	函

一
冊
一
號

東
行
一

小學修身訓蒙

安原時太郎閱
平井義直編輯

四

K110.1
180
4